

# 会 議 録

会議の名称	令和5年度第3回本庄市介護保険運営協議会
開催日時	令和5年10月31日(火) 午前・ <span style="border: 1px solid black;">午後</span> 1時30分から 午前・ <span style="border: 1px solid black;">午後</span> 3時00分まで
開催場所	本庄市役所 6階 大会議室
出席者	運営協議会：堀口委員、丸橋委員、櫻井委員、森委員、高橋委員、菌部委員、竹内委員、太田委員、大屋委員、須藤委員、山形委員、五十嵐委員、戸塚委員 事務局：山田福祉部長 介護保険課：丸山課長、土屋課長補佐、小山主査、吉田主査 高齢者福祉課：内田課長、宮前課長補佐、山口係長、木村主査 株式会社ぎょうせい：廣田主任研究員、大村主任
欠席者	巴委員、金井委員
議題 (次第)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 審議事項 (1)本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案について (2)地域密着型サービスの整備計画(案)について (3)パブリックコメントの実施について 報告事項 (1)介護給付費等に関するモニタリングについて (2)保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について (3)地域密着型サービスについて 4 その他 5 閉会
配付資料	・次第 ・資料1 本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案) ・資料1-1 修正箇所一覧 ・資料2 地域密着型サービスの整備計画(案) ・資料3 本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)の策定及びパブリックコメントの実施について ・資料4 介護給付費等に関するモニタリングについて ・資料5-1 令和4年度市町村保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果 ・資料5-2 令和5年度市町村保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果 ・資料6-1 地域密着型サービス事業所指定・更新・廃止状況 ・資料6-2 地域密着型サービス利用状況一覧

主 管 課	福祉部介護保険課
-------	----------

<b>会 議 の 経 過</b>	
発 言 者	発言内容・決定事項等
司会	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまより、令和5年度第3回本庄市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日司会進行を務めさせていただきます介護保険課の土屋と申します。よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>前回の第2回運営協議会においてご紹介いたしました櫻井忍様が本日ご出席いただいております。本日が初めてのご出席となりますので、櫻井委員に自己紹介を兼ねて一言お願いしたいと思います。</p>
委員	<p>●委員自己紹介</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p><b>2 会長あいさつ</b></p> <p>それでは開会にあたりまして、高橋会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>各委員の皆様におかれましては日頃より本庄市の介護保険事業運営にご協力賜りますとともに、毎回の協議会にご参加いただき誠にありがとうございます。</p> <p>来年は診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬のトリプル改定の年でございます。介護報酬に関しましては、人材確保のため大幅なプラス改定を求める声が厚生労働省の分科会でも出ているようでございます。</p> <p>さて、10月になりまして、新型コロナウイルス感染は減少傾向にありますが、季節性インフルエンザの感染が各地で拡大しております。介護施設を中心として、高齢者は感染予防と危機管理の適切な対応が必要とされます。</p> <p>本日は審議事項として、本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案と地域密着型サービスの整備計画について、さらにパブリックコメントの実施についてとございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>●配布資料確認</p> <p>不足等がございましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。</p>
司会	<p>本日、2名の委員が欠席でございますのでご報告いたします。</p> <p>本庄市介護保険運営協議会委員の定数につきましては、本庄市介護保険条例第14条第1項により、15名となっております。本日の出席委員は</p>

	<p>13名でございますので、2分の1以上に達しております。条例第16条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p>
司会	<p>また、本日も計画策定の委託業者であります、株式会社ぎょうせいの方にも出席いただいておりますのでご了承をお願いいたします。</p>
司会	<p><b>3 議題</b></p> <p>それでは議題に入ります。議長は介護保険条例第16条第1項の規定に従い、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>議題の進行につきまして皆様方のご協力を改めてお願い申し上げます。</p> <p>まず議事録署名人の指名を行います。本日は名簿順で櫻井委員と森委員に議事録署名人をお願いいたします。</p> <p><b>審議事項</b></p> <p>(1)本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案について</p> <p>(2)地域密着型サービスの整備計画(案)について</p> <p>それでは議題(1)本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の素案について、及び議題(2)地域密着型サービスの整備計画(案)について関連がありますので、一括して事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局 (高齢者福祉課)	<p>●資料1、1-1に基づき、本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)の前回からの主な修正箇所について説明。</p> <p>●資料1、前回から追加された「第6章 計画の推進体制」について説明。</p>
事務局 (介護保険課)	<p>●資料2に基づき、地域密着型サービスの整備方針、整備計画(案)について説明。</p>
会長	<p>はい、ただいまの議題(1)、(2)の説明について、委員の皆様からのご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いします。</p>
委員	<p>計画案を改めて読ませていただきました。質問が何点かございます。まず2ページですが、図表の中央に「本庄市障害(児)福祉計画」とあるのですが、第2節の文章中に「本庄市障害者計画」、「本庄市障害福祉計画」、「本庄市障害児福祉計画」の3本立てとなっておりますので、図表中の表記もスペース的に可能であれば、「(児)」ではなく「本庄市障害児福祉計画」としたほうがいいと思います。続いて19ページ中程の「&lt;予防&gt;健康寿命の延伸と生きがいつくりの推進」のところには「はにぼん筋力トレーニングをはじめとする介護予防の取組」とありますが、「はにぼん筋力トレーニング」は市内で80ヶ所以上のサロン等で行っていると思いますので、そういった児玉地域と本庄地域で開催している教室の数の表を、スペースに余裕があるので入れたらどうかという提案です。次に21ページの「&lt;介護&gt;介護保険サービ</p>

スの充実による安心基盤づくり」のところで、「公募には事業所からの応募がありません。」とありますが、応募がありませんので今後どうするのかというところを入れたらいいのではないかと思います。次に38ページですが、「(4) 調査結果の概要 (地域団体対象調査)」のところに図表がございます。この図表を前ページの図表のようにもう少し見やすくできないのか、同じような図表が41ページから43ページにあります。スペースが空いているのでもう少し見やすくなったらいいのではないかと思います。次に、45ページの「(1) 健康寿命の延伸と介護予防の推進」のところで、2段落目の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも」とありますが、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」というのが、どういった人に対して調査されたのか確認したところ、22ページにその調査の内容が記載されておりますので、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の後に「(P22)」と入れていただくと、ページを遡ってみて、このような方々に調査が行われたということが分かって見やすいかと思います。同じく45ページの下から2段落目、「この法律では、市町村において「認知症施策推進計画」の策定が努力義務とされています。」とありますが、本庄市においてはこの「認知症施策推進計画」の策定の予定があるのか、または策定しているのかをお伺いします。次に50ページ中程の「図表 成果指標と目標値」の3段落目の「サポーター養成講座受講者数」とありますが、これは何のサポーターなのかの説明が必要かと思います。これは51ページの「③サポーター養成講座の開催」のことだとすれば「サポーター養成講座受講者数」のところに、「(51ページ③)」と入れていただくと分かりやすいかと思います。また、「③サポーター養成講座の開催」の「(介護予防 (はにぼん筋力トレーニング)、生活支援、認知症サポーター)」のところで、同じ「( )」が4つ続いていますので、どれかを「[ ]」にする等したほうが見やすいのではないかと思います。そして同ページの「⑧地域リハビリテーション活動支援事業」のところで、「いきいき教室」、「はにぼんお口の健康体操」とあるのですが、これを「[ ]」等で括ったほうが見やすいと思います。続いて52ページの「図表 成果指標と目標値」のところで、「現状値・令和6年度・令和7年度・令和8年度」と数字がありますが、この数字はどのような基準でこの数字になったのか、例えば「市民総合大学申込者数 (65歳以上)」の現状値が439人ですが、令和6年度は460人となっていて21人増えていますがこの数字はどのように算出したのか、そしてこの図表が54ページ、56ページ、65ページにもありますので、何か根拠となるものがあるのかお伺いします。続いて55ページ「図表 主な取組」の「④地域包括支援センターの活用」の事業内容に、「地域包括支援センターに在宅医療・介護連携推進事業の相談員を配置して」とありますが、どのような人を配置する予定なのか、また、58ページ

	<p>の「③認知症地域支援・ケア向上事業」の事業内容に「地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し」とありますがこれはどのような人なのか、また「⑤認知症サポーターの養成講座の開催と認知症の人やその家族のニーズと支援をつなぐ仕組みの整備」の事業内容に「コーディネーターを配置し」とあり、これは既に配置されていると思いますが、どのような方が配置されているのかをお伺いします。57ページに戻りまして、「(3) 認知症関連施策の充実」の下から3行目に「社会福祉協議会及び法人後見に携わるNPO法人などとも連携して」とありますが、この「法人後見」について、59ページに「⑫法人成年後見事業」の説明があり、57ページに先に「法人後見」という言葉が出てきていて分かりにくいので、「法人成年後見事業」と略さずに記載して、その後に「(P59⑫)」と入れていただくと読んでいて分かりやすいと思いました。そして、58ページの「⑧権利擁護が必要な高齢者の把握」の事業内容の「総合相談業務との連携など」とありますが、これは福祉の総合相談業務のことであれば、「福祉総合相談業務」としたほうがよいと思いました。続いて68ページですが、「(1) 多様な住まい方の支援」のところの最後の「特定施設の指定を受ける有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅への移行を促します。」とありますが、これは誰をどこから移行するのか意味が分からなかったので説明をお願いします。次に、74ページの「(2) サービスの質の向上」の下から4行目「特に、要支援1・2のリハビリテーションサービス利用率が低い状況から」とありますが、これは何を見て低いのかという元となる表のようなものがこの計画に載っているのかどうかをお伺いします。次に76ページの「④福祉総合相談窓口（福祉の困りごと相談窓口）」の事業内容で「市民の様々な悩みや不安を受け止める窓口を設置し」とありますが、これは既に設置されていると思うので、設置されている場合は、「市民の様々な悩みや不安を受け止め、相談者の抱える課題や」とし、「窓口を設置し」の部分は省いてもいいと思いました。最後に、78ページの「(5) 介護人材の確保」の「図表 成果指標と目標値」に「入門的研修参加者数」とありまして、これは何のことだろうと思っていたところ、79ページの「④介護人材の確保」の事業内容の3行目に「入門的研修」が出てきますので、「取組」の「④介護人材の確保」の下に「(入門的研修)」を入れて、78ページを「入門的研修参加者数 (P79④)」とするとより分かりやすいと思います。以上になります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ただいまの16項目について、事務局からの回答をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご質問ありがとうございます。ご質問の数が多いので回答漏れがあるかもしれませんが、そのつどご指摘いただければと思います。</p> <p>個別の回答をさせていただく前に、全体的なところでいくつか共通することがあると思いますのでその点を先に回答させていただければと思います。</p>

	<p>個々の施策の構成としましては、まずテーマとして定められたものについて背景や今後の方針を表記させていただきまして、それに対する成果指標または目標値というものがあれば記載するということになりまして、その後実際の具体的な取組という構成になっております。もし委員のおっしゃるように本文中に分かりやすくするために、どのページに関連するものがありますという表記をするとすると、全部に入れることになると思いますので、申し訳ございませんがそのような構成だということをご理解いただければと思います。</p>
事務局	<p>それでは1つ目から回答いたします。まず2ページです。現在福祉部で3つの計画が同時進行しておりまして、この図表につきましては他の2つの計画と同じ図表を使っています。その辺りで調整をさせていただくということでしょうか。</p>
事務局 (高齢者福祉課)	<p>ただいまお話がありましたとおり、3つの計画が同時進行しておりますので、再度3担当課と調整させていただければと思います。その上でどのような表記にするかを決めさせていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>ということは、2ページの「本庄市障害（児）福祉計画」の表記のことだと思うのですが、〇〇委員は「（児）」をとってということですか。「（児）」ではなく計画の表記どおりということですね。そのようなご意見だったのですが、それは3つの計画をそれぞれ別々に進めているということで、打ち合わせをしながら統一していくということよろしいですね。</p>
事務局	<p>はい。 続きまして、19ページになりますが、こちらについては一番上に「(2)基本方針の振り返り（主な取組）と部門別方針ごとの振り返り（主な取組）」ということで、現行の計画が実際どうだったかという事実を述べた箇所になるかと思しますので、こちらに今後どうするかとか数字等を入れるのは難しいかと考えます。</p>
会長	<p>数値をここに入れるか入れないかという話だと思うのですが、文章を読む上では文章としては読めるけれども、そこに細かい数値が入ったほうがいいのかという提案をされたと思うのですが、今の事務局からの回答では、表を新たに作って入れなくてもよろしいのではないかとということでした。よろしいですね。</p>
事務局	<p>はい。21ページも同様に、応募がないからどうだったかという内容を記載したほうがよいのではというご提案なのですが、こちらはこういった振り返りを含めて72ページに方針として、今後も整備を進めていく必要があるだろうということを記載させていただいておりますので、こちらこのままでもいいかと考えております。</p>

会長	後でまた〇〇委員の意見も聞きますが、次の回答をお願いします。
事務局	次は38ページやそれ以降の図表について、スペースもあるので見やすくできればというご意見ですがこちらはいかがですか。
事務局 (受託事業者)	計画内で使用している図表については、可能な限り見やすい形でお示しできればと思っております。ただ、使用しているソフトウェアの関係で限界がある部分もあります。極力見やすい形で文字を大きくするなどの工夫をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
会長	確かにスペースがある部分の図表を大きくすることは可能かもしれませんが。スペースがないところは難しいかもしれませんが。これは作る側の技術的な問題もありますし、よく検討されるということによろしいかと思いません。次はどうですか。
事務局	続きまして45ページでよろしいでしょうか。「認知症施策推進計画」の策定が努力義務とされていて本庄市に予定があるかというご質問だったかと思いますが、そちらについてはどうですか。
事務局 (高齢者福祉課)	こちらにつきましては、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したところでございます。今後、本市としては国と県の動向を見ながら検討していく予定でございますが、まだ具体的なところは今後検討ということで示させていただくことは難しいと考えておりますので、この表記のままではいかせていただければと思っております。
会長	これは〇〇委員の質問としては、実際にこの計画があるかないかという話で聞かれたわけですから、表記上のこととはまた別ですよ。ですから表記にあるかないかということではなくて、実際に計画があるかないかということです。ですから、ないですということによいかと思いません。
委員	今後はどうですか。
会長	今後は先ほどの説明のとおり国と県との事情もあるわけですから、それは私のほうからどうこうという話とは違うので、発言は差し控えさせていただきますが、質問に対してはそういう回答ということですね。では次をお願いします。
委員	次は、22ページに「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」について記載があるので、45ページの調査名の後に「(P22)」と入れていただければということです。
事務局	その点につきましては欄外等に入れられますか、どうでしょうか。ただ、先ほどご説明したように、本文中に入れるのは関連性を示すような形で別途入れないといけない可能性が出てきますので、「ニーズ調査」というものがどういったものですかということであるならば、欄外に何ページにありますという形で載せられるようであれば載せていただくことはできます。

	か。
事務局 (受託事業者)	脚注等で解説というか関連する記述を追加すること自体は可能かと思っています。ただ内容として前後で記述しているような部分でもありますので、極力本文の邪魔をしないようなレベルでの記述となるものと考えております。また事務局の皆様と協議をさせていただきながら適切なボリュームを検討していきたいと思っております。
会長	はい。ということで次はいかがですか。
事務局	続きまして50ページの「サポーター養成講座」がどのようなサポーターかというご質問ですが、最初に説明させていただいたように、具体的な内容を「主な取組」のところで表記するという考え方でまとめさせていただいているので、申し訳ございませんが個々の表記のところに記載するというのは難しいと考えておりますのでご理解いただければと思います。
会長	「サポーター養成講座」は「認知症サポーター養成講座」とは違うのですか。
事務局 (高齢者福祉課)	「サポーター養成講座」につきましては、「介護予防・生活支援・認知症サポーター」の3つで「サポーター養成講座」とさせていただいております。
会長	ということは、「サポーター」という言葉は、認知症だけ「認知症サポーター」と使っていますけれども、他にも「サポーター」という言い方をしているのですか。
事務局 (高齢者福祉課)	他にもしております。
会長	「生活支援サポーター」や「介護予防サポーター」とですか。文章として「認知症サポーター」しか「サポーター」と記載していませんので。
委員	よろしいですか。51ページの「③サポーター養成講座の開催」ですが、「認知症サポーター」とこれだけ「サポーター」とついているのは少し違和感があるのかと思いますので、もしここに入れるのであれば、「認知症」ということで「サポーター」は除いてもいいかと思います。「サポーター養成講座の開催」とありますが、事業内容のところには、「地域において活躍するボランティアリーダー」とあるので、「ボランティアリーダー」と「サポーター」がここに両方出てきてしまっています。ここの辺りにちょっと違和感があるのかと思いました。
会長	違和感について事務局はどうですか。
事務局 (高齢者福祉課)	はい。サポーターにつきましては基本的にボランティアさんをお願いするということで、「ボランティアリーダー」ということで事業内容を整えさせていただいておりますが、お話をいただきまして少しこちらでも整理をさせていただければと思いますのでお願いいたします。



会長	はい。ではそのようなことでご質問はよろしいですか。では次をお願いします。
事務局	はい。52ページを例に挙げていただきましたが、「図表 成果指標と目標値」の中の現状値から令和6年度以降の目標値についての基準や根拠があるかというご質問かと思います。こちらは各担当課にデータを提供いただき記載させていただいています。目標値ということでそれぞれこういう形で進めていきたいというものを表にしていると認識しております。個別の基準についての情報を把握はしておりませんので、申し訳ございませんがこのような回答とさせていただければと思います。
会長	この52ページの「図表 成果指標と目標値」の1行目の「市民総合大学申込者数」は令和6年度が460人でその後1年ごとに10人ずつ増えているわけですね。ですからこれについて根拠は何かと言われても難しい部分があるかもしれませんね。人数に関しての目標ですからね。ただどういう考えのもと毎年10人ずつ増としたのかということはあるかと思いますが、それはこの数値を出した担当のところには聞かないと分からないかもしれませんね。今分かれば教えていただきたいということですね。
事務局	申し訳ございませんが先ほどの説明のとおりでご理解いただければと思います。続きまして55ページ「④地域包括支援センターの活用」の事業内容中の「在宅医療・介護連携推進事業の相談員」はどのような方がなられることを想定しているのかということと、58ページの「③認知症地域支援・ケア向上事業」の事業内容中の「認知症地域支援推進員」について回答をお願いします。
事務局 (高齢者福祉課)	「在宅医療・介護連携推進事業の相談員」の相談員は、地域包括支援センターの職員となっております。地域包括支援センターの人員を5人に増やすときに在宅医療・介護連携推進事業の相談を行っていただくということで人員を増やしていますので、こちらの機能は地域包括支援センターの職員が担っています。次に「認知症地域支援推進員」ですけれども、こちらも地域包括支援センターに1名配置しておりまして、医療や介護、それから地域の支援機関等のネットワークを作ったり、支援の体制を構築するといったことをしていただいています。
会長	今の説明でよろしいですか。既に決まった方がいるということですね。
委員	55ページの「④地域包括支援センターの活用」のところの相談員は地域包括支援センターの職員だということは分かったのですが、58ページの「認知症地域支援推進員」も地域包括支援センターの職員ということでしょうか。
事務局 (高齢者福祉課)	そのとおりでございます。

委員	ありがとうございます。
会長	ではその次をどうぞ。
事務局	57ページの本文中の下から3行目の「法人後見」という表現について、表記が正しくないのではないかとのことだと思います。その辺はいかがでしょうか。
事務局 (高齢者福祉課)	57ページの「法人後見」と59ページの「法人成年後見事業」の表記を合わせたほうがよいということでお話を伺っていたかと思いますが、59ページの「法人成年後見事業」は、社会福祉協議会で行っております事業名を入れさせていただいております。57ページは社会福祉協議会だけではなく、法人後見に携わるNPO法人も含めてということで「法人後見」と書かせていただいているところでございます。
会長	「法人後見事業」と敢えて書かなかったということですね。「法人後見事業」とすると、社会福祉協議会が行っている「法人成年後見事業」の意味にとらえかねないからということですか。〇〇委員いかがですか。
委員	確認ですが「法人成年後見事業」というのは社会福祉協議会が行っているものであって、「法人後見」というのはその他のNPO法人等が行っているということで、ここは「法人後見」でいいということですね。そして次ページの「法人成年後見」とはイコールではないということですね。
事務局 (高齢者福祉課)	はい。大きく「法人後見」として社会福祉協議会で行っている事業名が「法人成年後見事業」ということで書いております。
委員	57ページは「社会福祉協議会が行っている法人成年後見事業及び法人後見に携わる」とはならないのでしょうか。というのは私が読んでいて、「法人後見」というのが59ページの㊸のことだと勘違いをしてしまったので、そのように記載したほうがより紛らわしくないと思いました。
委員	〇〇委員の、57ページの「法人後見に携わるNPO法人」のこの文言が恐らくひっかかっているということだと思いますが、最初に事務局から配付された資料1-1(追加資料)のNo.6のところ、57ページの表記を58ページの表記に変更しています。ここでは58ページに事業内容として、「判断能力の低下した人の権利を擁護するため、本庄市社会福祉協議会やNPO法人、関係機関と連携し」ということで、このNPO法人の前の「法人後見に携わる」という部分を修正で直していると思いますので、57ページのほうも同様に合わせて「社会福祉協議会及びNPO法人などとも連携して」とか「NPO法人、関係機関と連携し」等合わせればすっきりするのではないかと思いますのでいかがでしょうか。
会長	今のご意見について、確かに「修正前」と「修正後」の赤文字の部分を見るとそのような感じも受けますがいかがでしょうか。

事務局 (高齢者福祉課)	ありがとうございます。分かりづらい文章になってしまっていて大変申し訳なかったのですが、ご意見いただきましてそちらのほうに合わせて分かりやすくこちらも修正をさせていただければと思います。
会長	その次にいってください。
事務局	はい。58ページの「⑧権利擁護が必要な高齢者の把握」の事業内容中の「総合相談業務」が福祉に関わることであれば「福祉総合相談業務」と表記したほうがよろしいのではないかというご意見ですがいかがでしょうか。
事務局 (高齢者福祉課)	はい。福祉相談窓口の業務ではあるのですが、担当課がございますのでこちらにつきましては担当課と調整をさせていただければと思います。
会長	ということで次をお願いします。
事務局	続きまして68ページの「特定施設への移行について」ということで、その意味がなかなか捉えにくいのではないかというご意見でございます。何かから移行するのかということで、住宅型有料老人ホーム、それからサービス付き高齢者向け住宅というのがある一方で、そちらは介護保険の対象外の施設となっておりますが、特定施設になることによって介護保険のサービスを一体的に受けるということで、ある程度介護保険の範疇に取り込むというような意味合いで捉えていただければと思います。
会長	その他の質問に対してお願いします。
事務局	続きまして74ページの「要支援1・2のリハビリテーションサービス利用率が低い状況」についてこれは何を根拠に言えるのかというところで、前方に資料があるのかということですが、この辺は保険者ごとに毎月サービスの利用状況を国保連等に報告しており、その集計が出されています。また厚生労働省が用意しております介護保険の「地域包括ケア「見える化」システム」というのがございます。他の自治体と比較できるシステムですが、そういったところの中で把握できている状況ではあります。その辺をうまく説明できるような形でできますでしょうか。
事務局 (受託事業者)	はい。先ほど事務局からおっしゃっていただいたように、ここの介護に関する部分に関しては、厚生労働省が提供しております「地域包括ケア「見える化」システム」というものがございます。こちらに沿って論拠となるようなデータを一度検索させていただいて可能であれば追加をさせていただこうかと思っております。場所についてはまた事務局の皆様と協議をさせていただきながらということになると思いますが、概ね16ページあたりの「(2) 介護保険給付等の推移」といったところで介護保険サービスの利用状況等を説明した部分がございますので、もし追加する場合はこの前のページに追加させていただくことになろうかと思っております。その他の部分につきましても論拠となるものが必要と考えられるものについては、また事務局の皆様と協議をさせていただいて追加等の修正をさせていただく場合がございます。

	ます。
会長	はい。「地域包括ケア「見える化」システム」のデータ資料をどこかに入れる部分があって可能であればそのほうがいいかと思います。ただこのことにおける利用率が低い状況というのはそういった事実があるということが現実であればそれで文章としては成り立つわけですね。ですから根拠とされるものについてもう一度検討されるということでよいかと思います。 その次をお願いします。
事務局	はい。76ページの④で福祉総合相談窓口については既に設置済ではないのかということで、「窓口を設置し」という表現は適切ではないのではないかとご指摘いただきました。
事務局 (高齢者福祉課)	ご指摘いただいたとおり設置されているものですので、こちらも担当課と協議をさせていただきました文章の修正をかけさせていただくかもしれません。よろしく願いいたします。
会長	はい。では次をお願いします。
事務局	最後に、78ページの「入門的研修」の表記が79ページの「④介護人材の確保」の事業内容の中と関連付けがうまくできていないのではないかとご指摘いただきました。すみませんが、今一度このことについてお願いします。
委員	はい。読んできて「入門的研修参加者数」とは何だろうと思っていると、79ページの④の事業内容のところに出てくるわけです。ですから「入門的研修参加者数」の後ろに「(P79④)」と入れたらどうかと先ほど言いましたが、これは入れないとのことですので、79ページの「④介護人材の確保」の下に「(入門的研修)」と入れると文章の中に出てくるよりはより分かりやすいのかなと思ったのですが。
事務局	ありがとうございます。「介護人材の確保」イコール「入門的研修」というわけではございませんので、人材を確保するための1つの手段として「入門的研修」をまずは本庄市としては始めたという状況でございます。「()」として入れてしまうと狭まってしまうのかなと思いますので、78ページの成果指標の指標名を「介護に関する入門的研修参加者数」という表現にするのはいかがでしょうか。
会長	今の事務局の説明で私はいいかと思います。確かに79ページの④に「()」で入れるのは本旨として少し変わってきてしまうと思います。介護人材の確保の1つとしてということで本文の中にも入っていますけれども、事務局の説明にあったような形でもし修正できるのであれば、〇〇委員いかがですか。
委員	はい。

会長	質問に対する回答はすべて終わりましたか。いかがですか。
委員	すみません2点だけよろしいですか。68ページの特設施設の指定というのは施設を移行するという意味だご説明があったのですが、そこが誰かを移行するのかと思ってしまうのもう少し分かりやすくないのかということが1点と、74ページなのですが、要支援1・2のリハビリテーションサービス利用率が低いというのは、本庄市が低いのかなと思ってしていました。そのようなアンケートがあったのだらうかと思いながら見ていたので、その辺りを「厚生労働省が出している「見える化」システムの数値」や「国の」等そういった表現を入れていただけると分かりやすいと思います。
会長	いかがですか。
事務局	ありがとうございます。68ページにつきましては、確かに制度が複雑で分かりにくいというのはおっしゃるとおりだと思います。より分かりやすい表現ができるようであれば調整させていただきたいと思いますのでご理解いただければと思います。それから74ページのリハビリテーション利用率の低さについては本庄市の状況についての話で間違いありません。国のシステムを使って本庄市の状況がこうですよというのが見えると、その結果から本庄市は利用率が低いと導かれるとご理解いただければと思います。説明が不足申し訳ございませんでした。
会長	先ほどぎょうせいさんが言われたように、そのデータを計画の中に載せるかどうかを検討されるということですよね。 他に何か追加で今までの回答についてございますか。よろしいですか。そうしましたら他の委員さんから何かございますか。
委員	〇〇委員と同じところなのですが、68ページの「特定施設の指定を受ける有料老人ホームまたは」のところですが、老人福祉法上指定を受けているケアハウスは特定をとっているところととっていないところがあったりということで、その辺りであまり知識がない市民が読んだときに誤解を与えかねないかということをおも少し懸念していますのでお願いします。
会長	はい。どうですか。
事務局	ありがとうございます。やはりこの表現について工夫が必要であると認識しましたので、その辺りは検討させていただきたいと思いますのでご理解いただければと思います。
会長	では先ほどの回答どおりでよいということですね。 他に何か委員さんからのご質問・ご意見ございませんか。 先ほどの〇〇委員からの16項目の質問については、先ほど答えていただいたとおり、検討できることは検討するというのでそれはいつ頃検討した結果が出てくるのですか。回答を発表できる機会についてはどうですか。
事務局	はい。この後議題(3)で皆様にご検討いただきます「パブリックコメン

	トの実施について」でお話させていただこうと思いますが、期間的に厳しい状況でございますので、差し障りなければ以前ご了解いただいたように会長、副会長にご了解いただいたところでそれをもちましてパブリックコメントの資料とさせていただければ大変ありがたいと考えておりますがいかがでしょうか。
会長	委員の皆様、ただいまの事務局からの提案についてはいかがですか、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ご意義ないようですのでそのようにしていただければと思います。 その他何かご質問等ございますでしょうか。 それではないようですので、事務局説明のとおり議題（１）本庄市第１０次高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画の素案について、及び議題（２）地域密着型サービスの整備計画（案）について了承することにご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしとのことですので、次期計画書（案）については了承されました。 <b>（３）パブリックコメントの実施について</b> 次に、議題（３）パブリックコメントの実施について、事務局からの説明をお願いします。
事務局 （高齢者福祉課）	●資料３に基づき、パブリックコメントの実施について計画策定の趣旨、目的、実施期間、今後のスケジュールについて説明。
会長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いします。 よろしいですか。 それでは、事務局説明のとおり、パブリックコメントの実施について了承することにご意義ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしということですので、パブリックコメントの実施については了承されました。 <b>報告事項</b> <b>（１）介護給付費等に関するモニタリングについて</b> 続きまして、報告事項（１）介護給付費等に関するモニタリングについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	●資料４に基づき、前提となる報告事項（２）の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について説明してから資料に沿って説明。

会長	<p>ただいまの報告事項について、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いします。</p> <p><b>(2) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について</b></p> <p>ないようですので、次に、報告事項(2) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>●資料5-1、5-2に基づき説明。資料5-1の令和4年度の順位については国が集計する際にシステムに不具合があり正しい順位となっていないため、点数は国の発表と市の想定で2段書となっていること、また不具合に対する対応について埼玉県へ再三修正依頼を行い、埼玉県も国への働きかけを行っていることを説明。</p>
会長	<p>修正はできなかったということですね。でも実際に交付される金額には影響はでるのですか、どうですか。</p>
事務局	<p>はい。国の試算では180万円ほど本来本庄市に交付されるという試算でしたが実際には80万円程度の交付になってしまったということで、差額の100万円分についてはなかなか難しいという状況です。埼玉県としてもその辺は憂慮するべきことだということで事業的な支援を行ってその辺の対応をしていきたいという提案をいただきましたので、本庄市の中でも内部で調整した結果、今の本庄市の分析をし、さらにこの点数が増えるようなことを検討していきましようということですので今後は進めていきたいと調整しております。</p>
会長	<p>はい。他に何かございますでしょうか。</p> <p><b>(3) 地域密着型サービスについて</b></p> <p>ないようですので、次に、報告事項(3) 地域密着型サービスについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>●資料6-1、6-2に基づき説明。</p>
会長	<p>はい。ただいまの報告事項についてご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いします。</p> <p>ないようでしたら、これで本日の議題につきましては終了させていただきます。</p> <p>それでは、進行を事務局へお返しします。</p> <p>議事進行へのご協力と熱心なご発言ありがとうございました。</p>
司会	<p><b>4 その他</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に次第4その他でございますが、委員の方、事務局から何かございますでしょうか。</p>

	<p>特にないということよろしいですか。</p> <p>そうしましたら、今後の運営協議会の予定でございます。最終回にあたります第4回目は令和6年1月30日（火）に開催となります。令和6年2月5日に会長、副会長により市長へ答申を行っていただくことで予定させていただいております。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、これで本日の日程はすべて終了となります。最後に、閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。</p>
副会長	<p><b>5 閉会</b></p> <p>お疲れ様でございました。慎重にご審議いただきましてありがとうございます。これもちまして令和5年度第3回本庄市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。</p>